平成30年度 第1回 犬山市地域公共交通会議 議事要旨

日時:平成30年6月25日(月)午前10時~

場所:犬山市役所2階205会議室

出席者:18 名中17 名

1 開会

【事務局】 開会の挨拶を行う。

【市民部長】 地域公共交通会議の運営に当たっての挨拶を行う。

2 あいさつ

【各委員】 自己紹介を含めた挨拶を行う。

【事務局】 自己紹介を含めた挨拶を行う。

【事務局】 犬山市地域公共交通会議の委員数 18 名に対し、本日は 17 名が出席されている。過半数をこえているため、本日の会議が成立していることを宣言する。また、傍聴者について説明を行う。

【事務局】 配布資料の確認を行う。

【事務局】 犬山市附属機関設置条例及び犬山市地域公共交通会議規則に基づき、会長の選任について、委員からの互選を促す。

【佐守委員】 磯部委員を会長に推薦したい。

全会一致で磯部委員が会長に就任する。

【磯部会長】 会長就任に当たっての挨拶を行う。

【磯部会長】 犬山市地域公共交通会議規則により、犬山市市民部部長の中村委員を副会長に指名する。

【磯部会長】 議事要旨の署名に、飯坂委員、工藤委員を指名する。

3 議事

(1)協議事項

■ 平成30年度再編(案)について

【事務局】 資料1A1~A9までの説明を行う。

【杉本委員】 資料1④の事前確認事項について、意見ありとされた箇所について、詳細説明をお願いしたい。

【事務局】 資料1C1新設 No.4 について、道路幅員が狭く、車両のすれ違いが困難な箇所があ

るため、道路管理者より、対策が必要との意見をいただきました。この点については、 運行事業者へ前方の安全確認を十分に行い、対向車が来た場合は、すれ違いができる 安全な場所で待つなどの指導をしていきたいと考えています。また、地域の方へバス 車両が通過することの周知と、すれ違いの際の協力をお願いしたいと考えています。 同じく新設 No.13 の舗装工事が予定されている箇所については担当課と調整します。 同じく移設 No.5 について、現在、住宅の建設中ではありますが、まだ入居者が決ま っていない場所となります。入居予定者が決まり次第、協議を進めます。

【杉本委員】 入居予定者との調整が困難だった場合の対応はどうするのか?

【事務局】 ルート変更は行わず、バス停を南側へ移設したいと考えています。

【事務局】 資料 1 B 1 ~ B 1 2 までの説明を行う。

【杉本委員】 路線の再編にあたっては、これまでも法令順守、また輸送の安全を優先に考えていただきたいと申し上げてきた。その中で、事業者と調整を図り、B10の資料にあるように運転時間・拘束時間の詳細を確認し、法令順守が確認できる内容となっている。バスについて利便性はもちろん大切だが、事業者と市が日頃から連携を図り、お客様を安全に運ぶことが最大の使命だと考える。また、業界全体で運転手不足が散見され、各事業者は運転手の確保に頭を悩ませているのが現状であり、我々としても運転手の定着率を高める施策を進めている。運転手の定着率を高める一つの方法として、運転手のモチベーション向上が挙げられる。他の市町においても、利用者の方が乗り降りの際、運転手に挨拶をすることをよく見かける。その挨拶が運転手のモチベーションに変わるので、皆さまもバスを利用する際は是非とも挨拶をしていただきたい。

【会長】 ダイヤ条件を決めることは、運転手の労働条件を決めることになる。労働者のやりやすい環境は、いろいろなコミュニケーションから生まれてくるので、今後も話題にしていきたい。

【事務局】 資料 1 C 1, 2 及び平成 3 0 年度コミュニティバス再編スケジュール (案) の説明を 行い、平成 30 年度再編 (案) の承認を求めた。

【古田委員】 今回の再編では、ルート・バス停・ダイヤなど大幅に変更となる。その再編内容が分かりやすい形で利用者や市民に示す必要があると考える。毎日運行になる反面、1日の運行便数が減少することもあり、それらのことを明記した概要版のような資料を作成することは考えられているか?

【事務局】 平成30年度の再編に関しては、「コミュバス通信」を作成し、町内会等に回覧してきました。今回の再編内容に関しましても、コミュバス通信を通して、利用者や市民に周知していきたいと考えます。

【会長】 この内容をもって、運行事業者選定条件が整ったことになる。事務局からの説明を踏

まえ、平成30年度再編(案)の承認を求める。

【委員】 異議なし。

【会長】 異議なしということで協議が整った。

■ 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)について

【事務局】 資料2の説明を行う。

【杉本委員】 愛知運輸支局では、報告事項の3つ目にある「二次評価」を行っており、その評価結果を生活交通確保維持改善計画に反映していただくことを目的に行っている。 ぜひ、二次評価結果を説明していただいたうえ、改善計画にどう盛り込んだのか説明 いただきたい。その上で、計画の中身について協議したい。

【事務局】 資料5の説明を行う。

【杉本委員】 計画の中で、全体の目標値は立てられているが、それぞれの路線ごとの目標値も立てていただきたい。また、2ページ目の「4地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」の欄において、下段に11月1日から運行について記載されているが、10月31日までと比較すると、「内田線」及び「上野線」について、補助対象から外れている。この点に関しては、当局の企画担当と調整していただき、補助対象となる場合はこの計画に追加していただきたい。

車両取得に係る補助の欄において、車両取得の目的についてもう少し追記していただきたい。

国からの車両補助について、若干分かりづらい点もあるかと思うが、公有民営補助については平成30年度事業で、減価償却費補助については平成31年度事業で補助をすることになり、そのため別々に記載しているとご理解いただきたい。

【会長】 生活交通確保維持改善計画の項目「12地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の 概要」の部分で、交通不便地域人口が未記入となっているが、再編前後でこの人数は 変わってくるのか。

【事務局】 再編前後で変わってくるかと思われます。申請の段階では再編前後の資料を添付しています。この箇所については、認定がおりた段階で、記載します。

【飯坂委員】 改善計画の中で、デマンド交通や85歳以上のタクシー券補助の観点が記載されていない。この点についてはどのように考えているのか。

【事務局】 生活交通確保維持改善計画は、国から補助を受けられる路線について、年間の計画を 策定し申請を行っています。従いまして、デマンド交通や85歳以上のタクシー券補 助に関連する内容は記載していません。それらの観点については、今後、この会議 の中で皆さまと議論していきたいと考えています。

- 【会長】 若干の補足をしますと、公共交通には大きく分けて幹線とフィーダーと存在する。 幹線は鉄道や幹線バスのようなもの、フィーダーは、それらを補完する役割のもの。 全ての公共交通のうち、フィーダーについて国が援助する仕組みがあり、本計画はそ のためのストーリーが書かれている。
- 【杉本委員】 基本的には会長のお話のとおり。本計画は、国の補助をもらうためのフィーダーに関する計画である。飯坂委員のデマンド交通やタクシー券の補助については、やはり公共交通網形成計画を策定いただき、その中で謳っていくべきだと考える。
- 【会長】 話をまとめると、事業の必要性や目的の部分で若干足りない点やコミュニティバス全体の目標値だけではなく、個別路線の目標値も大切だという意見をいただいた。また、再編前後における補助対象となる路線も確認すべきとの意見をいただいた。これらの点を事務局に検討いただき、会長一任の上、提出となるが、委員の皆さま異議はないか。
- 【委員】 異議なし。
- 【会長】 異議なしということで協議が整った。修正後は、犬山市生活交通確保維持改善計画を 委員の皆さまに提示するようお願いする。

(2)報告事項

- 【会長】 報告事項については、まとめて報告してもらい、報告後に委員から意見等を伺う。
- 【事務局】 資料3「再編に伴うバス車両の購入について」、資料4「犬山市コミュニティバスに係る広告について」、資料6「夏休み期間限定 コミュニティバス無料乗車について」の説明を行う。
- 【杉本委員】 資料3の「車両の購入について」は、現在認定をうけている平成30年度事業における公有民営補助の対象車両との認識でよいか。
- 【事務局】 杉本委員のご認識のとおり、資料3「再編に伴うバス車両の購入について」は、平成30年度事業における公有民営補助の対象車両です。
- 【杉本委員】 資料4「犬山市コミュニティバスに係る広告」について、様々な側面で財源を確保することは良いと思う。今回の広告事業には無いが、バス停名(ネーミングライツ)についても検討いただけると、より安定的な収入の確保につながり、また、利用者にとっても行き先が分かりやすくなる。
- 【事務局】 バス停名(ネーミングライツ)については、広告事業の実施にあたり検討を行いましたが、募集する企業等の規模について明確な基準を設けることが難しく、今回は見送りとしました。他市町の情報を参考に、今後も検討して参ります。

【飯坂委員】 車体広告について、観光都市犬山の名に恥じないようなバスにしなければならないと 思うが、バスの色や大きな・内容など基準はあるのか。

【事務局】 車体広告については、バス全体のラッピングを募集するのではなく、資料に示した 3 枠 (箇所) の募集を行います。広告の内容等については、犬山市広告掲載基準に則って内容を審査します。

【会長】 その他委員から何かあるか。

【光村委員】 岐阜乗合自動車の光村です。弊社の路線バスに「リトルワールド・モンキーパーク線」 という路線があり、その中に「今井丸山」というバス停があるのですが、利用者が少な いということもあり、今年の10月1日をもってバス停を廃止することになった。

【会長】 利用者が少ないということで、経営判断がされたということ。

【事務局】 磯部会長におかれましては会議の取りまとめありがとうございました。委員の皆さまには長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上で本日の会議を終了いたします。次回の会議は9月下旬頃を予定しています。

以上

平成30年7月10日

本書は、平成30年6月25日に開催された犬山市地域公共交通会議の議事要旨に相違ないことを証する。

署名人 飯坂 正

署名人 工藤 彰郎